

【資料 2 - 2】

条例推進会議について

平成29年3月10日
新潟市福祉部
障がい福祉課

1. 条例推進会議の設置根拠・目的等

共生のまちづくり条例第8条第1項

市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を設置します。この場合において、条例推進会議は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとしします。

2. 条例推進会議の役割

共生のまちづくり条例第8条第2項

条例推進会議は、前項の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、次に掲げる事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を市長に建議することができます。

(1) 障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関すること。

(2) 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関すること。

(3) 周知啓発の実施状況その他のこの条例の施行の状況に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

条例推進会議委員名簿

| | 氏名 | 所属 | | 氏名 | 所属 |
|----|-------|-----------------------------------|----|-------|---------------------------|
| 1 | 佐藤 清治 | 新潟市身体障害者福祉協会連 合会 会長 | 13 | 長澤 正樹 | 新潟大学教育学部教授 |
| 2 | 松永 秀夫 | 新潟県視覚障害者福祉協会 理事長 | 14 | 永井 裕子 | 新潟市小学校長会 真砂小学校長 |
| 3 | 柳 博明 | 新潟市ろうあ協会 理事長 | 15 | 竹之内佳子 | 新潟市中学校長会 金津中学校長 |
| 4 | 山岸 洋子 | にいがた温もりの会 理事 | 16 | 村山 優樹 | 新潟交通 乗合バス部長 |
| 5 | 熊倉 範雄 | 新潟地区手をつなぐ育成会 会長 | 17 | 平松 勝 | 新潟県宅地建物取引業協会 会長 |
| 6 | 角田 千里 | にいがた・オーティズム 理 事長 | 18 | 石原亜矢子 | 新潟日報 報道部長代理 |
| 7 | 金子 誠一 | 新潟SCDマイマイ 会長 | 19 | 青木 伸之 | NHK新潟放送局 放送部長 |
| 8 | 磯部 亘 | 新潟県弁護士会 高齢者・障害者の 権利に関する委員会 委員長 | 20 | 斎藤 聖治 | 新潟市私立幼稚園・認定こど も園協会 会長 |
| 9 | 大橋 道子 | 新潟市障がい福祉サービス事業管 理者連絡会 幹事 | 21 | 平澤 正人 | 新潟市私立保育園協会 会長 |
| 10 | 荻荘 則幸 | 新潟市医師会 理事 | 22 | 青木 侯謁 | 民生委員・児童委員連合会 障がい者福祉部会長 |
| 11 | 大高 知史 | 新潟商工会議所 理事・事務 局長 | 23 | 大用 信夫 | 新潟地方法務局人権擁護課長 |
| 12 | 飯田 薫 | 労働局職業安定部職業対策課 長 | | | |

今年度の取組み

- 平成29年2月7日に開催
- 相談機関に寄せられた差別事例（42件）について情報共有
- 市で実施した障がいのある人に対する配慮・改善事例について報告
- 課題解決に向けた取組みは、別途組織するワーキングチーム（実行部隊）で行う。

差別として寄せられた相談事例

差別として寄せられた相談事例

【事例1】全盲の視覚障がい者Aさんが「合理的配慮として代筆をお願いしたい」という申し出をし、B職員が申請書の代筆を行っていた。

その後、別の書類についても、代筆が必要なことに気付いたB職員が、C職員に代筆を行っても良いか確認したところ、C職員がAさんに対し「可能であれば自署でお願いしたい」と発言した。

そうしたところ、支援者Dさんから「事前に合理的配慮の提供を求めているのに、そのような発言をするのは、差別に当たるのではないか」という訴えがあった。

(種別：視覚、性別：不明、相談者：支援者、相談形態：電話)

【対応1】結果として合理的配慮の意思表示に基づき代筆を行ったため、差別には当たらない。しかし、職員が条例に対する理解が十分ではなかったため、再度周知を徹底した。

差別として寄せられた相談事例

【事例2】「F氏（要介護度5、持病有）のような手のかかる人は受け入れることができない」という理由で、G施設にショートステイの利用を拒否された。

不利益な取扱いに当たるのではないか？

（種別：肢体不自由、性別：男、相談者：本人、相談形態：電話）

【対応2】G施設に事実確認に行ったところ、「F氏の持病に対応できる医師・看護師がいない」という理由から利用をお断りしたとのことだった。

そのため、この理由は正当な理由に当たると考え、差別に当たらないと判断したが、G施設には利用をお断りする際には、その理由を丁寧に説明するよう指導した。

差別として寄せられた相談事例

【事例3】 体育施設の芝生部分に車イス利用者が入れないのは、不利益な取扱いに当たるのではないか？

(種別：肢体不自由、性別：不明、相談者：支援者、相談形態：面談)

【対応3】 所管課・施設管理者と協議の結果、車イス利用者が芝生の上に入れることになった。

差別として寄せられた相談事例

【事例4】飲食店に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。障がい等を理由とした差別（不利益な取扱い）に当たるのではないか？

（種別：視覚、性別：女、相談者：本人、相談形態：電話）

【対応4】身体障害者補助犬法及び条例に違反することを伝え、今後は盲導犬を同伴する障がいのある人を受け入れることになった。

差別として寄せられた相談事例

【事例5】現在、聴覚障がいを理由に医療機関から健康診断を断られている。過去にその医療機関で健康診断を受けたことがあり、断られたことが納得できないため、明確な理由をいま問い合わせている。

(種別：聴覚、性別：男、相談者：本人、相談形態：メール)

【対応5】もしこれから医療機関とやりとりがあるのであれば、「正当な理由なく、聴覚障がいを理由に、医療機関が診療を断ることは、障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例で禁止する差別に該当する」ということを伝えてください。

差別として寄せられた相談事例

【事例6】 移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるか？

(種別：知的、性別：男、相談者：事業者、相談形態：電話)

【対応6】 本人がヘルパー又は看護師に採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに、拒否することは合理的配慮の不提供に当る。

病院での採尿が困難であれば、自宅で採尿し通院時に持参する、又は指先採決による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられると助言。

差別として寄せられた相談事例

【事例7】マンション（3階、エレベーターなし）を借りようとしたところ、「冬期に階段が凍結するため、危険」という理由でオーナーに断られた。不利益な取扱いにあたるのではないか？

（種別：視覚、性別：男、相談者：本人、相談形態：電話）

【対応7】管理会社を通じて、条例の趣旨や内容について、オーナーに伝えていただいた。結果的に、オーナーの理解を得て、マンションを借りれることになった。

障がいのある人に対する 配慮・改善事例について

1. 照会の概要・目的

概要

- 条例施行を契機（平成28年4～11月）に行われた障がいのある人に対する配慮・改善事例について、市役所内の251課に照会を行った。

目的

- 市役所内で行われた障がいのある人に対する配慮・改善事例について情報共有を図り、今後の取組みの参考とすること。

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その1

意思の表明

受講者から、「人ごみに入るとパニックを起こす（パニック障がい）ため、食品衛生管理に係る講習会（1回あたり2時間30分）を受けることができない」という申し出があった。

合理的配慮

講習会を2回に分けて受講していただいた。また、受付時に申し出ることにより、出入口付近の利用しやすい席を確保し案内し、途中退出も可能である旨説明した。

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その2

意思の表明

新潟市歴史博物館の利用者より、受付に設置してある貸し出し用車いすを駐車場まで持ってきてほしいとの要望があったため。

合理的配慮

個別の要望があったため、貸し出し用車いすを職員が駐車場まで持参し、また駐車場直近の入口を解放する対応を行った。

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その3

意思の表明

新潟シティマラソンにおいて、知的障がいのある参加者の保護者より、落ち着いて参加できるように開始式とスタートへの付添の相談があった。

合理的配慮

開始式やスタート地点は、その時間はランナーだけが入れる場所となるが、知的障がいのある参加者に配慮し、こちらで用意した「付添人」の札を付けてもらい、スタートまでの付添を認めた。

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その4

意思の表明

西蒲区役所は、エレベーターがない3階建ての建物であり、当農業委員会は2階に事務所がある。このため、車椅子利用者から「2階に上れないので、農地相談並びに受委託申請書を記載することができないで困っている。」という相談があった。

合理的配慮

1階受付職員に対して、当農業委員会を利用する車椅子利用者が来庁された際は、速やかに連絡をしてもらうように依頼し、1階の窓口で申請手続きを実施することとした。（但し、本人希望の場合は、車椅子の持ち上げ等による2階窓口での対応も可能とした。）

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その5

意思の表明

車椅子利用者や視覚障がい者から、「体育施設で着替えをする際、健常者より広いスペースが必要なため、配慮してほしい。」との要望を受けた。

合理的配慮

事務スペース裏にあるフリースペースを着替え用に貸し出すこととし、受入れ体制を整えた。

2. 主な配慮・改善事例

(1) 合理的配慮の提供事例 その6

意思の表明

プールにてウォーキングをする際、ヌードル（浮き具）が必要なため、普段許可されていないヌードルを使わせてもらいたい旨の要望があった。

合理的配慮

ルール上は許可していない場合でも、ケースによっては協議しながら許可するなど臨機応変に対応する方針とした。

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その1

動機等

以前は設備も古く照明も薄暗かったため、案内表示や掲示物が見えにくかった。

配慮・改善等

LED照明を設置したことにより館内が明るくなり、障がいのある人もない人も案内表示や掲示物が見やすくなった。

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その2

動機等

車椅子利用者から市陸上競技場の芝生部分に車椅子利用者が入れないのは、条例で規定する差別（不利益な取扱い）に当たるのではないかという訴えがあった。

配慮・改善等

施設の指定管理者や障がい福祉課と協議し、車椅子の利用を禁止していた天然芝フィールドでの車椅子利用を可能にするよう改善した。

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その3

動機等

講演会の開催にあたり、聴覚障がいのある人の参加も見込まれたため、受付方法を検討した。

配慮・改善等

聴覚障がいのある人でも申し込みができるよう、電話のほかに、FAX・メールでの申し込みを受け付けることにした。

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その4

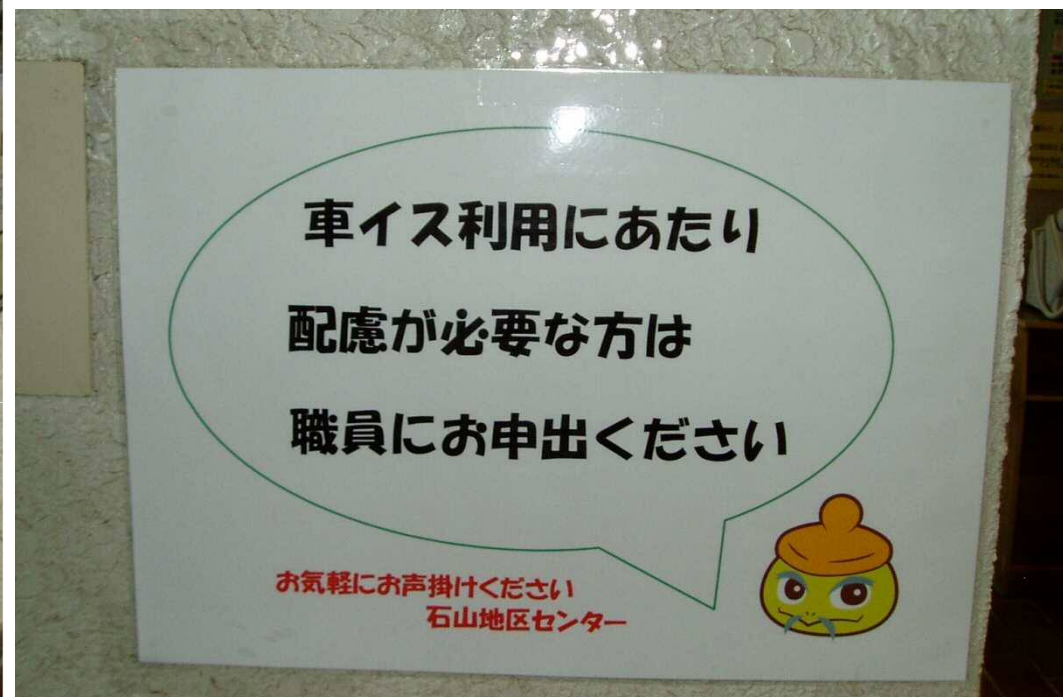
動機等

石山地区センター内で、施設がより利用しやすくなる改善点がないか検討を行った。

配慮・改善等

車椅子利用者が合理的配慮の申出をしやすいうようにするため、「配慮が必要な方は職員にお申出ください」という掲示物を車椅子付近に掲示した。

石山地区センター出入口



2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その5

動機等

悪天候時、障がい者駐車場での乗降に困難を来たしている障がいのある人が見受けられた。

配慮・改善等

障がい者駐車場にセンターの電話番号を掲示し、いつでも乗降の手伝いができる体制を整えた。

下山スポーツセンター駐車場



下山スポーツセンター駐車場



2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その6

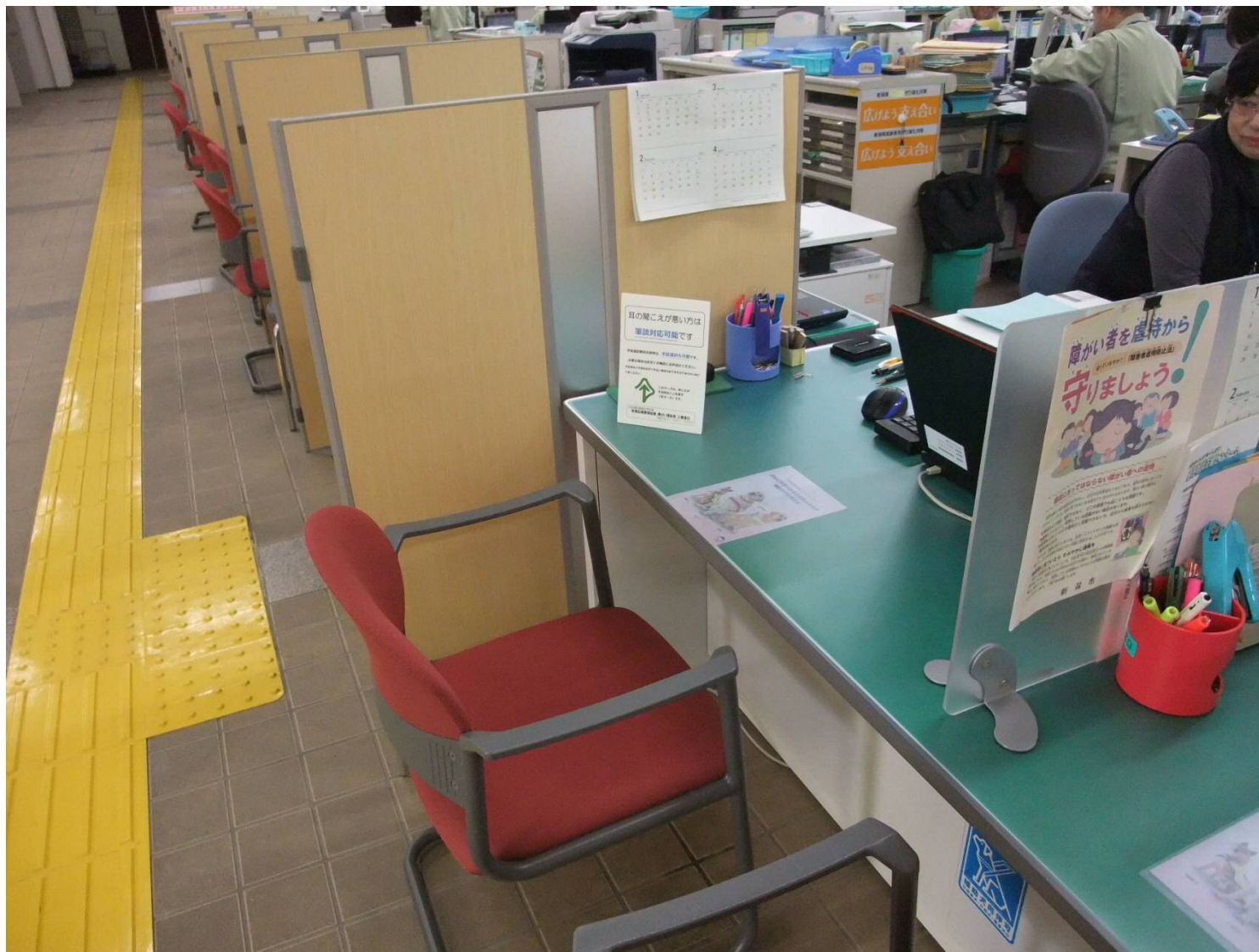
動機等

来庁する聴覚障がい者の方が、手話通訳者及び筆談を利用しやすくする方法を検討した。

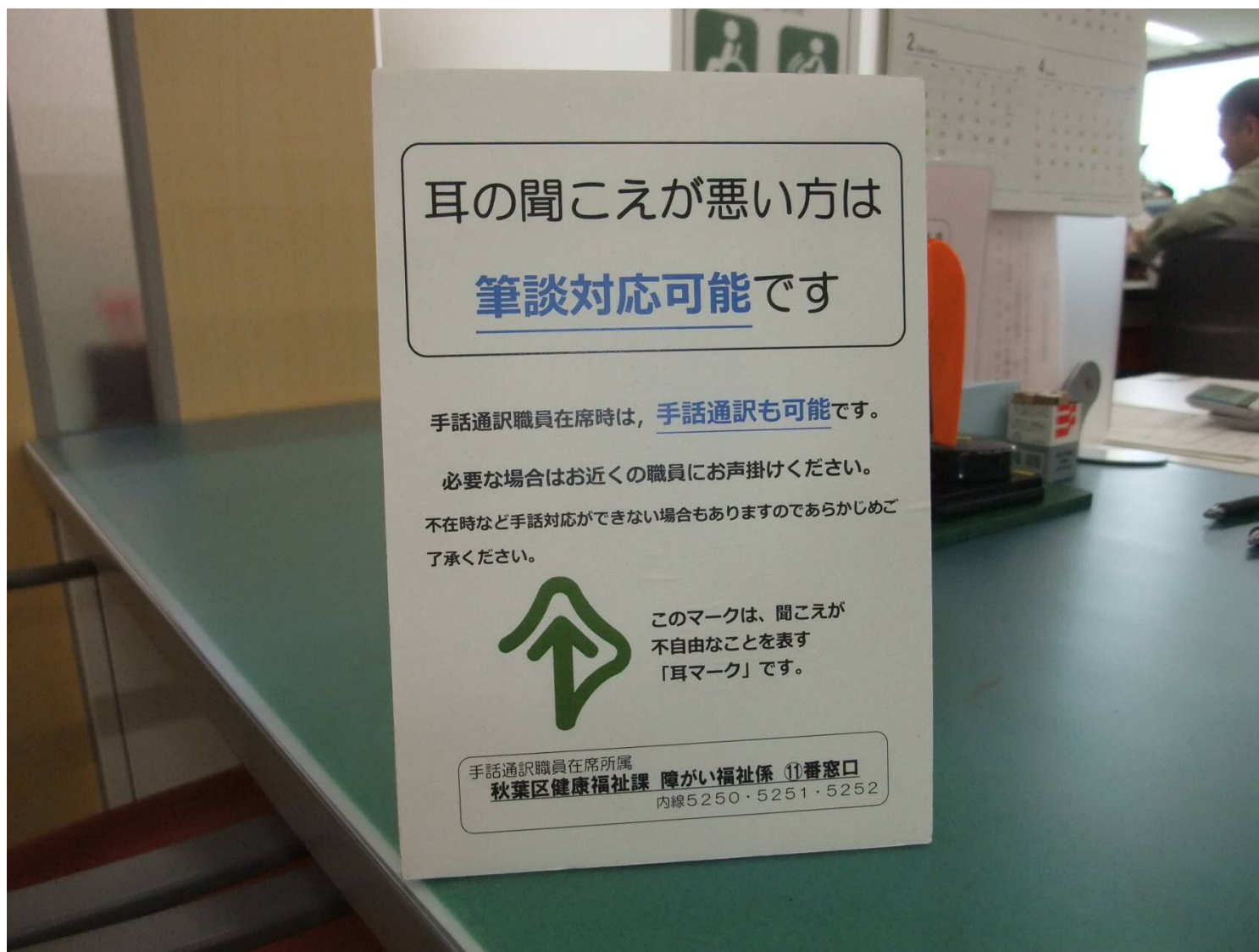
配慮・改善等

市民対応している窓口に、「手話通訳可能及び筆談対応可能です」と記載したパネルを設置した。また筆談用ボードを設置した。

秋葉区健康福祉課 窓口



秋葉区健康福祉課 窓口



秋葉区健康福祉課 窓口



2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その7

動機等

車椅子の人にとって、執務室と会議室の通路等が狭く、移動がスムーズにできなかった。

配慮・改善等

車椅子の人にとって、執務室及び会議室の通路が狭く、動きにくい座席配置等を改め、スムーズに動けるように空間を確保した。

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その8

動機等

当課では、6月～10月までの5か月間、チャレンジ職員(知的障がい)を受け入れることになったが、チャレンジ職員受け入れが初めての職員がほとんどだったため、受け入れる側の態勢を整えようと考えた。

配慮・改善等

チャレンジ職員(知的障がい)について、どのような障がいがあり、どんな配慮が必要かなどの基本的な知識について、課内で学習会を開き、チャレンジ職員を迎え入れた。その結果、とてもスムーズに職場に適応できた。⁹⁴

2. 主な配慮・改善事例

(2) その他配慮・改善事例 その9

動機等

療育教室の参加者の中には刺激に過敏に反応する特性を持つ児も多く、教室にスムーズに参加するための配慮が必要だと認識した。

配慮・改善等

正面玄関ではなく、ホール脇の通用口を療育教室参加者専用の出入り口とし、会場までの動線を最短としたこと、他の利用者との接触をなくしたことで、外的刺激を最小限にした。